

# 税務ガイダンス情報

20 April 2015

# Decree No. 12/2015/ND-CP および Circular No. 26/2015/TT-BTC による法人所得税、個人所得税、付加価値税、租税管理、インボイスに関する最新のガイダンス情報

今回の Newsletter では、税務政策に関する以下のような最新の情報をご案内申し上げます。

2015年2月12日、政府は、各種税法の一部条項改正・補足法への施行細則、および、各種税法の施行細則政令の改正・補足に関する政令 Decree No. 12/2015/ND-CPを発行しました。

この Decree、および、行政手続きの管理・改革の要請に基づいて、2015年2月27日、財政省は、付加価値税 ("VAT")、租税管理およびインボイスの内容に関するガイダンス Circular No. 26/2015/TT-BTC を発行しました。

続いて、税務総局 ("GDT") は、この Circular の内容を紹介する2015年3月5日付け Official Letter No. 767/TCT-CS を発行しました。

Decree No. 12/2015/ND-CP および Circular No. 26/2015/TT-BTC は、2015年1月1日から発効します。

以上の法令では、以下のような留意すべき事項があります。:

## 法人所得税 ("CIT")

- 法令の規定に従う労働者に対する職業教育・職業訓練のための支出は、企業の事業活動に関連して実際に発生したものであれば、課税所得計算の際に損金算入が認められます。
- 定款資本を全額振込みしている場合、事業活動の過程において別の企業へ投資するための借入金から発生する金利支払は、課税所得計算の際に損金算入が認められます。
- 広告、マーケティング、販売手数料、接待、祝典、会議などの費用に対する上限枠(その他損金総額の15%)が廃止されました。

## 個人所得税 ("PIT")

- ベトナム法令の規定に従い設立され活動している保険会社から、生命保険(任意年金保険を除く)、保険料積立タイプのその他任意保険を従業員のために購入する場合保険購入の時点では、まだ個人所得税の課税所得へ含める必要はありません。契約の満期時に、2013年7月1日以降に使用者が労働者のために購入した分に相当する積立保険料額の10%を、保険会社が納税額として源泉徴収する義務を負います。  
ベトナム法令の規定に従い設立され活動している保険会社ではないが、ベトナムでの保険販売を認められている保険会社から、上述の各種保険を労働者のために購入する場合、労働者への所得支払の際に、購入した保険の保険料額または支払った保険料額の10%を、使用者が納税額として源泉徴収する義務を負います。
- 事業所得に関するいくつかの条項が削除されました。
- 不動産譲渡所得に対する税率が譲渡額の2%に一本化されました。

## 付加価値税 ("VAT")

- 従来5%または10%でのVAT課税対象であった肥料、家畜・家禽の飼料、遠洋漁船、農業機械設備などが非課税対象になりました。
- 2015年1月1日以降に発生した国内で消費される上述対象品目を製造するための仮払いVATは、控除申告を行わず、法人所得税計算の際に損金算入します。
- 同じ税務コードおよび同じインボイスを共通して使用する複数の店舗を従属機関として持つ事業施設が納税者となる場合、店舗を区別する店舗番号の記載箇所がインボイス上にあり、店舗毎の判子が左上欄に押印されるのであれば、各々の店舗が別のサプライヤーとして見なされます。

# Decree No. 12/2015/ND-CP および Circular No. 26/2015/TT-BTC による法人所得税、個人所得税、付加価値税、租税管理、インボイスに関する最新のガイダンス情報

## 物品販売およびサービス提供のインボイス

- インボイスへの記載において、数字の3桁毎の位取りにピリオドではなくカンマを使用し小数点にカンマではなくピリオドを使用する場合や記号無しのベトナム語を使用する際に義務付けられていた税務当局への届出が不要になりました。
- 5営業日を経ても管轄税務当局からの文書による意見が無い場合は、自己印刷または外部印刷したインボイスの使用が認められるというガイダンスが補足されました。
- 企業によるインボイス使用開始通知において通知されたインボイスの3か月間から6か月間での使用数を管轄税務当局が決定するという規定が廃止されました。
- 発行されたインボイスに購入者の名前、住所に関する記載ミスがあるけれども購入者の税務コードは正確に記載されている場合、内容訂正の確認書を作成すればよく、訂正インボイスの発行は不要であるとのガイダンスが補足されました。

## 租税管理

- 本社とは異なる省または都市における建設、据付、または、販売のVAT込み価額が10億VND以上になる場合のみなし税率による納税のガイダンスが補足されました。
- VATおよび特別消費税の申告様式に含まれていた購入物品サービス表と販売物品サービス表が不要になりました。
- **納税、および、売上、費用、課税対象価格、その他手数料等の金額確定に使用する通貨に関するガイダンス。具体的には、以下の通りです。**
  - 商業銀行、信用機関、国庫にて納税する場合、納税者が口座を開設している商業銀行、信用機関の納税時における買取レートを適用します。
  - 売上計上のために使用する実際の取引レートとは、納税者が口座を開設している商業銀行の買取レートです。
  - 費用計上のために使用する実際の取引レートとは、外貨決済取引が発生した時点での、納税者が口座を開設している商業銀行の販売レートです。

# 税務ガイダンス情報

## 健康保険購入支出に関する法人所得税の取扱いに関する2015年2月3日付け財政省 Official Letter No. 1694/BTC-CST.

この Official Letter によれば、2014年1月1日以降、労働者のために、保険業法に基づく傷害保健、健康保険、医療保険などの健康保険を企業が購入する場合、その支出は福利の性格を持つ支出とされます。福利の性格を持つ支出は、当該年度に実際に発生した平均月給与額を超えない金額が、法人所得税計算に際する損金として認められます。

## ベトナムの企業へ仕事をしに来る外国人のために支出する交通費、宿泊費などに対する個人所得税の取扱いに関する2015年2月12日付け税務総局 Official Letter No. 594/TCT-TNCN

この Official Letter では、外国企業が、ベトナムの企業へ仕事をしに来る外国人のために支出する飛行機代、交通費、宿泊費などは、当該外国企業の出張に関する方針や規定に従う出張費として認められる条件を満たす場合には、外国人個人の個人所得税課税所得へ含める必要はありません。

規定の上限を超える出張費の金額は、個人の個人所得税課税所得へ含めません。



# 2015年から2019年の期間における日本ASEAN包括的経済連携協定 (AJCEP) および日本ベトナム経済連携協定 (VJEPA) 実施のためのベトナムの特恵関税率表

2015年から2019年の期間における日本ASEAN包括的経済連携協定実施のためのベトナムの特恵関税率表(“AJCEP 関税率表”)に関する2015年2月14日付け財政省Circular No. 24/2015/TT-BTC

この Circular によれば、輸入する物品は、以下の条件を満たしている必要があります。

- この Circular にて公布される特恵関税率表に含まれていること。
- 経済連携協定への加盟国からの輸入であること。
- 輸出国となる経済連携協定への加盟国(ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、日本、および、ベトナム(非関税区から国内市场へ輸入する物品)) からベトナムへ直接運搬されること。
- 経済連携協定における物品の原産地規則を満足し、かつ、工商省の規定に従う ASEAN-日本の原産地証明書 (C/O – 様式 AJ) を取得すること。

この Circular は 2015年4月1日から発効し、2012年2月15日付けCircular No. 20/2012/TT-BTC は失効します。

Grant Thornton Vietnam は、この Circular に基づく AJCEP関税率表の適用可否に関して、御社が輸入している品目を再確認されることをおすすめ致します。

2015年から2019年の期間における日本ベトナム経済連携協定実施のためのベトナムの特恵関税率表(“VJEPA 関税率表”)に関する2015年2月14日付け財政省Circular No. 25/2015/TT-BTC

この Circular によれば、輸入する物品は、以下の条件を満たしている必要があります。

- この Circular にて公布される特恵関税率表に含まれていること。
- 日本からベトナムへ輸入されること。
- 日本からベトナムへ直接運搬されること。
- 経済連携協定における物品の原産地規則を満足し、かつ、工商省の規定に従うベトナム-日本の原産地証明書 (C/O – 様式 VJ) を取得すること。

この Circular は 2015年4月1日から発効し、2012年2月15日付けCircular No. 21/2012/TT-BTCは失効します。

Grant Thornton Vietnam は、この Circular に基づく VJEPA関税率表の適用可否に関して、御社が輸入している品目を再確認されることをおすすめ致します。

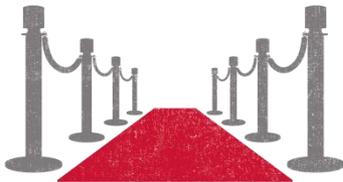


# Contact

この Newsletter は、情報提供のみを目的として作成しております。不正確または不完全な情報、または、これら情報に基づく作為または不作為から発生した損額について、Grant Thornton (Vietnam) は責任を負いません。

今回の Newsletter に関するご質問や詳細情報のお問い合わせは、弊社の専門家へご連絡下さい。

**Newsletter のダウンロード**  
下記サイトへアクセス下さい。  
[www.gt.com.vn](http://www.gt.com.vn)



## Hanoi Office

18th Floor, Hoa Binh International Office Building  
106 Hoang Quoc Viet  
Cau Giay District, Hanoi  
Vietnam  
T + 84 4 3850 1686  
F + 84 4 3850 1688

## Hoang Khoi

Tax Partner  
D +84 4 3850 1618  
E [Khoi.Hoang@vn.gt.com](mailto:Khoi.Hoang@vn.gt.com)

## Nguyen Dinh Du

Tax Partner  
D +84 4 3850 1620  
E [Du.Nguyen@vn.gt.com](mailto:Du.Nguyen@vn.gt.com)

## 大形 薫 (Kaoru Okata)

Director – Japanese Desk  
D +84 4 3850 1680  
E [Kaoru.Okata@vn.gt.com](mailto:Kaoru.Okata@vn.gt.com)

## Pham Ngoc Long

Tax Director  
D +84 4 3850 1684  
E [Long.Pham@vn.gt.com](mailto:Long.Pham@vn.gt.com)

## Kieu Hoai Nam

Tax Senior Manager  
D +84 4 3850 1681  
E [Nam.Kieu@vn.gt.com](mailto:Nam.Kieu@vn.gt.com)

## Ho Chi Minh Office

28th Floor, Saigon Trade Center  
37 Ton Duc Thang Street  
District 1, Ho Chi Minh City  
Vietnam  
T + 84 8 3910 9100  
F + 84 8 3914 3748

## Nguyen Hung Du

Tax Partner  
D +84 8 3910 9231  
E [HungDu.Nguyen@vn.gt.com](mailto:HungDu.Nguyen@vn.gt.com)

## Valerie – Teo Liang Tuan

Tax Director  
D +84 8 3910 9235  
E [Valerie.Teo@vn.gt.com](mailto:Valerie.Teo@vn.gt.com)

## Tran Hong My

Tax Director  
D +84 8 3910 9275  
E [HMy.Tran@vn.gt.com](mailto:HMy.Tran@vn.gt.com)

## Tran Nguyen Mong Van

Tax Director  
M +84 8 3910 9233  
E [MongVan.Tran@vn.gt.com](mailto:MongVan.Tran@vn.gt.com)

## 則岡 智裕 (Tomohiro Norioka)

Director – Japanese Desk  
D +84 8 3910 9205  
E [Tomohiro.Norioka@vn.gt.com](mailto:Tomohiro.Norioka@vn.gt.com)

## Nguyen Bao Thai

Tax Senior Manager  
M +84 8 3910 9236  
E [Thai.Nguyen@vn.gt.com](mailto:Thai.Nguyen@vn.gt.com)

# Questions & feedback

